

多子世帯の保育料について、本市独自の制度拡充等を実施します！**～安心してこどもを産み育てることができるまちを目指して～**

千葉市では、令和7年9月から、多子世帯における保育施設の利用に伴う経済的負担を支援し、子育てしやすい環境を整えることを目的として、認可保育施設の保育料について、所得制限や年齢制限などを撤廃し、保護者と生計が同一の児童が2人以上いる場合は、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料にします。

また、認可外保育施設や幼稚園・認定こども園の預かり保育についても、保育の必要性がある多子世帯の保護者負担軽減を図る制度を新設しますので、お知らせします。

1 認可保育施設における保育料多子軽減制度の拡充**(1) 制度内容**

認可保育施設における多子世帯の保育料について、保護者と生計が同一の児童が2人以上いる場合、軽減対象施設の在籍の有無やきょうだいの年齢に関わらず、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料にします。

(2) 対象者（次の要件をすべて満たす児童が対象）

- ・千葉市在住
- ・対象施設の0歳児～2歳児クラスに在籍
- ・世帯の第2子以降の児童である（※きょうだいの年齢差や、世帯の所得は問いません）

(3) 対象施設

認可保育施設

（保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業）

※千葉市に在住している児童が市外の認可保育施設を利用する場合も対象

(4) 申請方法

原則、申請手続きは必要ありません。

ただし、次の①または②に該当する場合は届出が必要となります。

- ①生計が同一で別居のきょうだいがいる場合（就学や療養で市外に居住しているなど）
- ②幼稚園などを利用しているきょうだいがいる場合

2 認可外保育施設や幼稚園等の預かり保育における利用者負担軽減給付の新設**(1) 制度内容**

認可外保育施設や幼稚園等の預かり保育における多子世帯の保育料について、保護者と生計が同一の児童が2人以上いる場合、保育料を助成します。（月額上限あり、第2子は第3子以降の半額）

<月額助成上限額>

	第2子※1	第3子以降※3
幼稚園・認定こども園の預かり保育 (満3歳児クラス)	8,150円※2	16,300円※4
認可外保育施設 (0～2歳児クラス)	21,000円	42,000円
企業主導型保育施設 (0～2歳児クラス)	18,550円(0歳)	37,100円(0歳)
	18,500円(1,2歳)	37,000円(1,2歳)

※1 保育料の半額と比較して低い方の額

※2 利用日数×225円と比較して低い方の額

※3 保育料と比較して低い方の額

※4 利用日数×450円と比較して低い方の額

(2) 対象者(次の要件をすべて満たす児童が対象)

- ・千葉市在住
- ・対象施設の0歳児～2歳児クラスに在籍
※幼稚園・認定こども園の場合は満3歳児クラスに在籍
- ・世帯の第2子以降の児童である(※きょうだいの年齢差や、世帯の所得は問いません)
- ・保護者全員に保育の必要性(就労・疾病など、家庭での保育が困難な事由)がある
- ・住民税課税世帯である
- ・対象施設と同時に、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業を利用していないこと
- ・次の対象施設を利用していること

<対象施設>

①認可外保育施設(企業主導型保育施設含む)

②幼稚園または認定こども園の預かり保育

※対象となる施設は「幼児教育・保育の無償化」制度における無償化対象施設

※千葉市に在住している児童が市外の認可外保育施設等を利用する場合も対象

(3) 申請方法

給付金の支給を受けるには、市から給付認定証を受ける必要があります。

※詳しくは、利用施設のある区の保健福祉センターこども家庭課でご案内します

3 多子世帯への保育料軽減の拡充について(市ホームページ)

事業の詳細および詳しい申請方法等については、市ホームページをご確認ください。

【URL】<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoku/unei/r7tasikeigenn.html>

